

奥能登広域圏事務組合告示第 1 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度及び令和 8 年度において奥能登広域圏事務組合が発注する建設工事及び測量、設計、調査等の業務に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 11 第 3 項において準用する同令第 167 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 1 月 22 日

奥能登広域圏事務組合 組合長 坂 口 茂

第 1 競争入札に参加することができる者の資格

競争入札に参加することができる者は、競争入札参加資格に関する審査を受け、奥能登広域圏事務組合競争入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)又は奥能登広域圏事務組合を構成する市町(以下「市町」という。)の有資格者名簿に登載された者とする。

第 2 入札参加資格に関する審査に係る申請ができる者

入札参加資格に関する審査に係る申請ができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 次のアからキまでに掲げる契約の種類に応じ、当該アからキまでに定める者

ア 建設工事に係る契約 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の許可及び同条第 3 項の更新並びに同法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受けている者

イ 測量業務に係る契約 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条第 1 項の登録及び同条第 3 項の更新の登録を受けている者

ウ 建築物の設計業務に係る契約 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の登録及び同条第 3 項の更新の登録を受けている者

エ 建設コンサルタント業務に係る契約 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 2 条第 1 項の登録又は同条第 3 項の登録の更新を受けている者

オ 地質調査業務に係る契約 地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第 2 条第 1 項の登録又は同条第 3 項の登録の更新を受けている者

カ 補償コンサルタント業務に係る契約 補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)第 2 条第 1 項の登録若しくは同条第 3 項の登録の更新又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)第 22 条第 1 項の登録若しくは同条第 3 項の更新の登録を受けている者

キ その他建設工事の施工に付随する調査、試験等に係る契約 当該調査、試験等を行う者

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、その事実があった後 3 年を経過した者

(4) 競争入札参加資格審査申請書を提出する日までに納期限の到来した国税及び地方税を完納している者

(5) 建設業者にあつては雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入している者。ただし、雇用保険については、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務、健康保険については、健康保険法(大正 11 年

法律第 70 号)第 48 条による届出の義務、厚生年金保険については、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務が無い者は、この限りでない。

第 3 入札参加資格の審査項目

入札参加資格審査は、次に掲げる事項について行うものとする。なお、(1)のイの主観的事項の審査項目は別に定める事項について行うものとする。

(1) 建設業者

- ア 客観的事項 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の項目及び基準によるものとする。
- イ 主観的事項 輪島市建設工事指名競争入札参加者等選定要綱(平成 18 年輪島市告示第 9 号)別表第 2 によるものとする。

(2) 測量・設計・調査等業者

- ア 経営規模
 - (ア) 自己資本額 直近の営業年度に係る決算における自己資本額
 - (イ) 従業員数 直近の常勤の従業員数
- イ 技術者の状況 登録業務ごとの技術者の数
- ウ 業務経歴 希望業務ごとの直近 2 年間の業務経歴
- エ 営業年数

第 4 申請業種

申請業種は、次に掲げる区分により行うものとする。ただし、建設業者にあつては経営事項審査を受けた業種に限る。

(1) 建設業者

- ア 市町内業者(市町内に委任先営業所(建設業法上の営業所)がある者を含

む。)許可を受けた業種すべて

イ 上記以外の者 1業者について、許可を受けた業種のうち3業種まで

(2) 測量・設計・調査等業者 登録を受けた業種すべて

第5 入札参加資格審査の申請手続等

1 入札参加資格申請の受付期間及び受付場所等

(1) 受付期間 令和7年2月3日から令和8年12月25日まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 受付場所 奥能登広域圏事務組合 事務局

2 様式は、奥能登広域圏事務組合を構成する市町(輪島市、珠洲市、能登町、穴水町)の様式に準ずるものとする。

3 申請は、それぞれ別表に定める書類を添えて、直接又は郵送にて提出するものとする。

第6 有資格者名簿の登載及び有効期間

1 組合長は、入札参加資格を有する者を決定したときは、その者を有資格者名簿に登載するものとする。

2 有資格者名簿の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間とする。

第7 変更の届出

競争入札参加資格審査申請書提出後に、社名、代表者、委任による代理人、使用印鑑等の事項に変更があったときは、速やかに書面にて組合長まで届け出なければならない。

(1) 変更事項

ア 商号又は名称

イ 所在地

ウ 電話番号

エ 代表者

オ 資本金

カ 建設業の許可業種及び申請業種

※ 当該変更の届出後、ア、イ又はオの場合については登記事項証明書を、エの場合については登記事項証明書及び委任状(委任がある場合に限る。)を、カの場合については建設業の許可通知書及び経営事項審査結果通知書を添付して提出しなければならない。

第8 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

別表

番号	書類の名称	建設業者	測量・設計 調査等業者	
1	競争入札参加資格審査申請書	○	○	
2	総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)	○		
3	許可(登録)証明書	○	○	
4	納税証明書	市町内業者(市町税・県税・国税) (市町内の営業所等に委任がある業者も同様)	○	○
		県内業者(県税・国税) (県内の営業所等に委任がある業者も同様)	○	○
		県外業者(国税)	○	○
5	委任状(該当者のみ)	○	○	
6	営業所一覧表(許可業種の分かるもの)	○	○	
7	工事経歴書/直前2年の各営業年度分	○		
8	業務経歴書/直前2年の各営業年度分		○	
9	技術職員名簿総括表及び技術職員名簿	○	○	
10	専任技術者証明書(写し)(市内業者のみ)	○		
11	商業登記簿謄本(個人の場合は身分証明書)	○	○	
12	使用印鑑届	○	○	
13	主観的事項審査申請書(市町内業者のみ)	○		